

# 1 生徒指導

## 1 南の生徒指導で目指すもの

### 自己有用感や自己肯定感を高め、\*自己指導能力を育成する生徒指導の推進

\*自己指導能力：児童生徒が自主的・自律的に自らの行動を決断し、実行する能力

#### 推進のためのポイント

#### (1) 児童生徒が自己有用感や自己肯定感を高めることができる活動の充実を図る。

教職員による「居場所づくり」と児童生徒が主体となった「絆づくり」の場や機会の提供を、意図的かつ計画的に行うことが大切です。

##### <教職員による「居場所づくり」の取組>

- 全ての児童生徒が活躍できる場を設定するなどして、安全にかつ安心して生活できる学級づくりや学校づくりを行う。
- 全ての児童生徒が参加し、学びの充実感を味わうことができる授業にするために、生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を踏まえた授業づくりを推進する。

##### <児童生徒が主体となった「絆づくり」の場や機会の提供>

- 年長者が主体となって取り組むことができる異年齢交流の活動の仕方を工夫することで、児童生徒の自己有用感を高める。

【参考】子どもの社会性が育つ異年齢の交流活動～活動実施の考え方から教師用活動案まで～  
(文部科学省 国立教育政策研究所)



- 児童生徒自身が、生活に関するアンケート等の結果を基に、よりよい人間関係や生活づくりについての課題を見だし、その解決に向けて話し合い、実践できるような機会を保障する。

#### (2) 生徒指導体制の構築と関係機関等との連携・協働のシステムづくりに努める。

生徒指導が学校の教育活動全体の中で実効的に機能するためには、指導計画（全体計画、年間指導計画、いじめ防止基本方針等）の点検・見直しや体制づくり、役割分担を明確にすることが大切です。

##### <指導計画の点検・見直し>

- 児童生徒の実態等を踏まえ、生徒指導の目標や育てたい児童生徒の姿を設定するとともに、「いつ」「どこで」「だれが」「何に」取り組むのかを指導計画に明示する。
- 生徒指導と道徳教育、特別活動、特別支援教育等との関連を図り、指導計画を適宜見直す。

##### <全教職員による指導体制の構築>

- 「生徒指導のための共通実践事項」〔美の国あきたネット（義務教育課）のWebページに掲載〕を基に、各学校の実態に応じた共通実践事項を策定する。
- 生活に関するアンケートや諸検査の結果を基に、児童生徒の成長・発達を支えるための方策を考え、実践し、見直すといったPDCAサイクルを構築する。

【参考】PDCA×3回で不登校の未然防止を～点検・見直しの繰り返しによる取組の推進～  
(南教育事務所のWebページ)



##### <小中連携の体制の確立>

- 中学校区において小中連携会議（生徒指導部会等）を開催し、小・中学校の9年間で児童生徒を育てていく意識を共有するとともに、児童生徒の実態等を基に、指導・支援の重点事項を策定する。
- 定期的に小中連携会議を開催し、悩みや問題を抱えた児童生徒の小学校在籍時の出欠状況（遅刻・早退、別室登校を含む）及び、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の個別の教育支援計画等を小・中学校で共有する。

##### <家庭、地域社会、関係機関等との連携・協働>

- 家庭、地域社会及び関係機関等と連携を図ることにより、児童生徒の生活状況や登下校時の様子、学校外における人間関係を把握する。
- スクールカウンセラーや広域カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関（市町村教育委員会や児童相談所、福祉事務所）の職員の参加により、不登校や問題行動等の未然防止やその改善に向けたケース会議を開催して、課題を明確化し、目標（方針）を共有した上で、それぞれの専門性を生かした課題解決のための役割分担を行う。

【参考】ケース会議等を開催する際の連携先 ➡ p.49

### (3) 教育相談活動の充実・強化を図り、日常的かつ計画的な児童生徒理解に努める。

教育相談は、コミュニケーションを通して気付きを促し、悩みや問題を抱えた児童生徒を支援する働き掛けです。日常の丁寧な関わりと観察を通して、児童生徒の心身の変化を把握するとともに、定期相談等の際には、受容的かつ共感的に傾聴することを心掛け、児童生徒理解に努めることが大切です。

- 定期的な教育相談のほかに、学級担任以外の教職員と面談ができる機会を設けるなど、児童生徒が学校内で相談できる対象者を広げるよう工夫する。
- 全ての児童生徒を対象とした、スクールカウンセラーや広域カウンセラーによるいじめ防止教育や自殺予防教育の講話等を、生徒指導主事や教育相談担当が協働して企画・実施する。
- スクールカウンセラーや広域カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加による、いじめアンケート等の結果から悩みや問題を抱えた児童生徒を見だし、支援体制を整備するための会議（スクリーニング会議）を、教育相談担当が企画・実施する。

#### 【参考】不登校、問題行動等の未然防止や改善に向けた専門機関等との連携・活用

<b>スクールカウンセラー</b> （臨床心理士等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリングによる心理的支援</li> <li>・生徒への講話、教職員への研修等</li> <li>・教職員、保護者への指導・支援</li> </ul>	<b>スクールソーシャルワーカー</b> （社会福祉士等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校等の諸問題を抱える家庭の保護者や児童生徒への支援</li> <li>・学校と関係機関のコーディネート</li> </ul>
<b>広域カウンセラー</b> （臨床心理士等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリングによる心理的支援</li> <li>・児童への講話、教職員への研修等</li> <li>・突発的事案に対する緊急支援</li> </ul>	<b>相談電話</b> （すこやか電話）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校やいじめ、就学や進路、学習についての悩みに対する相談 0120-377-943</li> </ul>



※広域カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を希望する際は、管理職を通じて南教育事務所（0182-32-1101）へ御連絡ください。

## 2 情報モラル教育の推進

児童生徒に情報モラルの指導や啓発を行う際は、インターネットの匿名性、拡散性などの特徴を十分に把握しておくことが大切です。また、インターネット上の問題は、トラブルが起きると完全に解決することが極めて難しいため、未然防止を前提とした対策を講じるための体制を整えておくことが必要です。

### (1) 児童生徒が情報モラルを確実に身に付けることのできる指導・啓発の充実に努める。

情報モラルの指導においては、児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害等の危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにすることが重要です。

- アンケートを実施して児童生徒の実態を把握し、それらを基に情報モラル教育の全体計画等を作成するとともに、指導・支援、改善を図るといったPDCAサイクルを構築する。
- 講話等で児童生徒への啓発を図るとともに、各教科等において、児童生徒が情報の収集、適切な判断や処理、発信などの情報を活用することについて学ぶ機会を設ける。
- 「いつ」「どこで」「何を」「どのくらい」といった情報通信機器の利用に関するルールを、家庭内で話し合っ決めて決めることなどの啓発を図る。
- 関係機関や専門家を招き、インターネット上の問題について教職員対象の研修会を実施し、問題が発生した際の対応方法について協議する機会を設ける。

### (2) 児童生徒が正しく安全なインターネット利用の仕方について考える場や機会を設定する。

インターネット利用の際のマナーやルールを守ることを意味について考えさせる学習活動を通して、児童生徒自身が課題を見だし、その解決に向けて自主的、実践的に取り組むことができるようにすることが大切です。

#### 【取組例①】特別活動を通して

スマートフォン等、インターネット利用実態調査の結果を基に、自己の生活リズムや心身の状態、情報モラルに関する課題を見出す。全体で解決策について話し合い、個人目標を決めて取り組む。その後、定期的に自己の取組を見直し、改善を図る。

#### 【取組例②】道徳科を通して

内容項目Cの「規則の尊重」で、インターネット上のきまりを守ることができずに起きてしまった出来事と、これまでの自分自身の経験とを比較し、他者への影響やきまりのもつ意味などについて考えることで、規則を尊重する態度を育てる。

#### 【参考】

・青少年の保護者向け普及啓発リーフレット（内閣府等）



・令和5年度 学校教育の指針 p63 「健全利用啓発事業」（県教育庁生涯学習課）

・情報化社会の新たな問題を考えるための教材 <児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導の手引き>（文部科学省）



・学校で活用できる 大人が支える！ インターネットセーフティガイドブック（県教育庁生涯学習課）

